宮津与謝消費生活センターの運営に関する年度協定書

宮津市、伊根町及び与謝野町(以下「関係市町」という。)は、平成23年4月1日付けで締結した宮津与謝消費生活センター(以下「センター」という。)の運営に関する協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、平成23年度におけるセンターの運営に要する経費に係る 関係市町の負担金の額及びその他の事項を定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 この協定の期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

(負担金の額及び請求と精算)

第3条 関係市町の負担金の額は、次のとおりとする。

宮津市 176,072円

伊根町 34,244円

与謝野町 201,684円

- 2 前項の負担金は、宮津市が伊根町及び与謝野町(以下「両町」という。)へ 4月及び翌年3月に請求するものとし、両町は、請求書を受理した日から30 日以内に支払うものとする。
- 3 宮津市が両町へ前項に規定する各月に請求する負担金の額は、両町それぞれの負担金の額の2分の1相当額とする。ただし、過不足が生じた場合は、翌年3月の請求で精算するものとする。

(協議)

第4条 この年度協定書に定めのない事項又はこの年度協定書の条項について 疑義が生じたときは、関係市町が協議してこれを定める。 この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、関係市町記名押印の上、 各自1通を保有する。

平成23年4月1日

宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市長 井上正嗣

与謝郡伊根町字日出651番地

伊根町長 吉本秀樹

与謝郡与謝野町字岩滝 1798 番地 1

与謝野町長 太田貴美